

鶴岡市在宅介護サービス提供体制確保事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日 告示第 2 0 1 号

1 目的及び交付

市長は、介護サービス（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 3 5 第 1 項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）の提供が地理的な要因により妨げられることのないよう、本市における介護サービス事業の維持、確保及び新規の事業者の参入の促進を図り、市全域での円滑な介護サービスの利用促進を図るため、介護サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）の訪問に要する費用に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成 1 7 年鶴岡市規則第 5 6 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 対象サービス

補助の対象となる介護サービス（以下「訪問介護等サービス」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1) 法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスのうち、次に掲げるサービス

- ア 訪問介護
- イ 訪問入浴介護
- ウ 訪問看護
- エ 訪問リハビリテーション

(2) 法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービスのうち、次に掲げるサービス

- ア 介護予防訪問入浴介護
- イ 介護予防訪問看護
- ウ 介護予防訪問リハビリテーション

(3) 法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業

3 交付対象事業者

補助の対象となる者は、鶴岡市の介護保険被保険者であり法第 2 7 条の規定による要介護認定又は法第 3 2 条の規定による要支援認定を受けたもの及び鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成 2 9 年鶴岡市規則第 7 号）第 2 条第 1 1 号に定める事業対象者に対し、訪問介護等サービスの提供を行った事業者とする。

4 補助金の額

補助金の額は、別表に定める補助単価に訪問回数を乗じて得た額の合計額とする。

5 申請及び決定

補助金の交付を受けようとする事業者は、訪問介護等サービスの提供の状況について、鶴岡市在宅介護サービス提供体制確保事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）を市

長に提出するものとする。この場合において、市長は、給付実績等においてその内容を審査の上、補助金を交付すべきと認めたときは鶴岡市在宅介護サービス提供体制確保事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付することが不適当と認めたときは鶴岡市在宅介護サービス提供体制確保事業補助金不承認通知書（様式第3号）により、申請等を行った事業者に通知するものとする。

6 補助金の確定の省略

市長は、規則第21条の規定により、鶴岡市在宅介護サービス提供体制確保事業補助金交付申請書兼請求書の提出をもって規則第13条の規定による実績報告があったものとみなし、規則第14条の規定による補助金の額の確定を省略することができる。

7 補助金の返還

市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた事業者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

8 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

9 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に実施する訪問介護等サービスについて適用する。

別表（第4項関係）

訪問1回当たりの補助単価

区分	事業所からの 往復距離（1km 未満切り捨て）	補助単価（円）	
		訪問入浴に関 するサービス	左記以外の サービス
A	30～39km	3,590	1,390
B	40～49km	3,880	1,680
C	50～59km	4,170	1,970
D	60～69km	4,460	2,260
E	70～79km	4,750	2,550
F	80～89km	5,040	2,840
G	90～99km	5,330	3,130
H	100～109km	5,620	3,420